



自費採卵⇒自費更新

- ・翌年以降も保管希望の場合は期限までに自費1年分の支払い
- ・廃棄する場合は、保存期間内に廃棄申請書の提出
- ・保存期間以降に廃棄の場合、更新料1年分支払い後廃棄

自費採卵⇒保険更新+保険移植

- ・保存期間までに月経が来て来院し移植の治療を開始すること

保険採卵⇒保険更新+保険移植 *43歳未満

- 治療継続中の場合
保存期限前までに更新手続きを行い、期限までに治療を開始すること
- 43歳の誕生日までに移植が完了すること
- 妊娠やがんなどで治療中断の場合
期限の前までに治療計画を立てるために来院必要(妻または夫婦)
この治療計画は1年以内に移植の予定が立てられること
- 保険の更新が2回未満であること（出産してもリセットされません）

保険採卵⇒自費更新+自費移植 *保険移植はできません

- 1度自費で更新した周期の胚は保険周期で移植することはできません
- 保存期限以降に廃棄の場合、自費で更新料1年分支払い後廃棄となります
- 保存期限を1日でも過ぎてからの更新手続きは、自費になりますのでご注意ください